

井原議員（広志会）

令和5年2月13日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）入試制度における自己表現の評価について
一定の縛りを具体的に教えて頂きたい。

（答）

「自己表現」に係る受検者個人の得点の開示につきましては、まず、一次選抜の受検者のうち不合格者が簡易開示の請求ができることとなります。

その場合、「自己表現」の総得点を開示することになります。

また、一次選抜の合格者等につきましては、簡易開示の制度がございませんので、自己情報開示請求を行えば、同様に「自己表現」の得点を開示することとなります。

いずれにいたしましても、「自己表現」の得点につきましては、請求により開示するものでございます。

また、評価者のコメント等につきましては、翌年度の入学者選抜に影響がない範囲で開示の対象となっております。